

自治体の取り組み

大阪府土木部における施工計画事前審査型と 低入札価格調査の強化

大阪府土木部事業管理室長 お だ としゆき
 織田 稔幸

1. はじめに

大阪府においては、公共工事の入札および契約の適正化を図るため、これまでも一般競争入札、公募型指名競争入札等の導入を図るなど、入札・契約手続きにおける透明性・客観性および競争性の向上を目指して入札契約制度の改善に取り組んできました。

平成13年6月、知事の指示のもと、全庁を挙げてさらなる入札・事務に関する調査・検討と改善策を策定することを目的として、副知事をトップに、公共工事の発注8部局の長等で構成される「公共工事入札・契約事務検討委員会」を発足しました。

この検討委員会において、検討を行った結果、

- ① 入札・契約制度の改善
- ② 入札監視委員会の設置および運営
- ③ 公正な職務執行確保

のための機能について、「基本方向」がとりまとめられ、これに沿って、速やかに実行に移すこととなりました。

2. 入札契約制度の改善

入札・契約制度の改善においては、手続きにおける透明性・客観性および競争性を確保することが不可欠であることから、その一層の向上を図るため、談合等不正行為の防止等のための措置を徹底して行い、さらに、不良・不適格業者を排除し、適正な競争、公共工事の品質確保、適正な価格による施工の確保を強化するため、次のような項目について検討していくこととなりました。

(1) 多様な入札・契約方式の活用

民間の技術力の活用により、品質の確保、コストの縮減等を図るとともに、技術力による競争を促進する観点から、技術提案を受け付けるVE（バリュー・エンジニアリング）方式、DB（デザイン・ビルド）方式等の多様な入札の活用を図る。

(2) 低入札価格調査の強化

最低制限価格および低入札価格調査基準価格を事前公表するとともに、著しい低価格入札は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底につながりやすいことから、低入札価格調査において、下請業者の見積書の提出を求めるなど、調査内容を強化し、入札時にその価格で入札する根拠となる資料の提出を求

め、施工体制台帳の整備およびチェックの強化、現場施工体制の強化を図ることとした。

3. 多様な入札・契約方式の活用 (施工計画書の事前審査の導入)

土木部では、多様な入札・契約の方式として、民間の技術を一層広く活用することにより、機能、品質の確保と両立させつつコスト縮減を図るため、VE方式を取り入れました。

その中で、契約後VEについては、事業推進上、契約までに要する期間は従来と同様であり、すべての案件に採用することができ、かつ、提案に対し「VE管理費」が計上できることから平成10年度から取り入れていましたが、平成14年度末までに契約後VEの対象件数235件に対し、採用されたのは2件という状況でありました。

平成15年度からは、さらに技術力の競争を促進するとともに、コスト縮減対策の取り組みをより一層の徹底をしていくために、入札時VEの試行を実施いたしました。

この入札時VEの一環といたしまして、技術力のない業者を排除する観点から、入札時VEを簡略化した「施工計画書事前審査型」の試行を実施いたしました。

この「施工計画書事前審査型」は、公募型指名競争入札において、公告後、受注希望者に工事概要、現場条件、設計概要図書（平面図、断面図等）、審査判定基準を提示し、「施工管理に関する項目」「安全対策に関する項目」および「関係法令に基づく提出すべき資料」等について記載した施工計画書を提出させ、審査判定基準に基づき審査を行い、適正な施工計画書を提出している受注希望者を入札に参加させるもので、予定価格については、標準設計基準により積算するものです。

この「施工計画書事前審査型」の試行の結果は表—1のとおりです。

今後も、試行の拡大を図り検討していく方針です。

表—1

	工事名	受注希望者数	失格者数
平成15年度	下水管渠築造工事	13	2
	下水管渠築造工事	15	5
	高架橋下部工事	13	0
	計	41	7
平成16年度	防潮堤補強工事	13	3
	防潮堤補強工事	18	7
	防潮堤補強工事	24	4
	防潮堤補強工事	20	5
	下水管渠築造工事	16	5
	溪流保全工事	14	0
	計	105	24
合 計		146	31

4. 低入札価格調査の強化

土木部では、「大阪府土木部低入札価格調査委員会」を設置し、また、一義的判断をするため、発注事務所に「低入札価格調査部会」を設置して、発注する工事の入札の適正を期すため、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査および審査するための、低入札価格調査制度を平成8年度から導入していました。

しかしながら、「公共工事入札・契約事務検討委員会」がとりまとめた「基本方向」を受け、調査・審査の強化・充実、着眼点の公表ならびに根拠資料の取り扱い等制度のさらなる改善策を検討し、平成14年11月以降の案件に適用しました。

その主な改正内容としては、

- ① 工事の経費等の節減を可能とした理由を提出資料中に明記させる。
- ② 新たに提出を求める代価表、単価表一覧等に基づき、資材・労務・機械経費、施工能率、諸経費等の経費節減金額およびその理由を厳正に調査・審査する。
- ③ すべての低入札価格調査において経営状況、

信用状況等を調査する。

- ④ 調査・審査の項目，着眼点等を公表し，入札参加者の適正な工事費の積算と入札価格の決定を促す。
- ⑤ 根拠資料を提出する際，「根拠資料チェックリスト」により提出書類に不備がないかをチェックさせ，そのチェックリストを提出する根拠資料に添付させる。

- ⑥ 代価表については，配布した金抜設計書のすべての代価表を下請に出す工種も含めて，金抜設計書の形式で作成し提出させる。

等の改正を実施しました。

その結果は，表—2 のとおり低入札件数が減少傾向を示しており，今後も，この調査制度を活用していく方針であります。

表—2

	H13年度	H14年度 (改正前)	H14年度 (改正後)	H15年度	H16年度 (12月末現在)
低入札対象件数	200	109	69	137	110
低入札件数	15 (7.5%)	19 (17.4%)	4 (5.8%)	9 (6.6%)	4 (3.6%)
失格件数(業者数)	2(4)	0(0)	2(7)	2(2)	1(2)
落札率	68.80%	62.50%	66.20%	72.30%	77.00%

《参考》 大阪府土木部低入札価格調査制度の調査項目

- ① その価格により入札した理由(入札価格の詳細な根拠を徴する)
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と入札者の事務所，倉庫等との関連(地理的条件)
- ⑤ 契約対象工事に関連する手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 契約対象工事に関連する手持機械数の状況
- ⑧ 予定技術者及び従事者の資格並びに対象労働者の具体的供給見通し等
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者(成績状況)
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑫ 経営状況 取引金融機関，保証会社等への照会
- ⑬ 信用状態 建設業法違反の有無
賃金不払の状況
下請代金の支払遅延状況
- ⑭ その他の必要な事項